

非自発的失業者の方は 国民健康保険税が軽減されます

「倒産・解雇等による離職」・「雇い止めなどによる離職」を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要となります。）

■対象者について

次の①～⑤全てにあてはまる方が対象となります。

- ① 国民健康保険加入者であること
- ② 雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成21年3月31日以後であること
- ③ 離職日において、65歳未満であること
- ④ 該当者の給与所得がゼロでないこと
- ⑤ 雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30／100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100／100として算定します。）

■申請に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証の写し
- 印鑑

■申請場所

税務課および各総合支所・出張所

■問い合わせ 税務課 課税第1班

☎0820(74)1008

◆適用される期間について (制度開始：平成22年4月～)

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。
(例)

離職日	保険税の軽減適用期間
H21年3月31日～ H22年3月30日	H22年4月分～ H23年3月分
H22年3月31日～ H23年3月30日	離職日の翌日の属する月分～ H24年3月分
H23年3月31日～ H24年3月30日	離職日の翌日の属する月分～ H25年3月分
H24年3月31日～ H25年3月30日	離職日の翌日の属する月分～ H26年3月分

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

※平成21年度の国民健康保険税は対象となりません。

森林の所有者届け出制度が 4月からスタートしました

森林法改正により、今年の4月以降、森林の土地所有者となった方は市区町村への届出が義務付けられました。

●届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した場合は届出をしなければなりません。

●届出時期 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市区町村に届出をしてください。

◆問い合わせ

農林課

☎0820(79)1002

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方へ

▼所得の申告は済みましたか？

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方は、所得の有無に関わらず世帯全員の所得の申告が必要です。申告をしていないと、▼保険料(料)の軽減が受けられない。▼高額療養費などの算定時に、自己負担限度額分が高くなってしまう。▼入院時の食事代が減額されない。などの不都合が生じる場合があります。

住民税の申告は、税務課・各総合支所・出張所でお早めに済まされますよう、お知らせします。

なお、申告しなくてもよい場合もありますので、ご不明な点等ありましたら、役場税務課までお問い合わせください。
※持参するもの

①印鑑

②平成23年中の所得・控除額がわかるもの
(源泉徴収票・生命保険の払込証明書等)

■問い合わせ 税務課 ☎0820(74)1008